

議案第 31 号

八幡浜市カルチャーアイランド 21 条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市カルチャーアイランド 21 条例の一部を改正する条例

八幡浜市カルチャーアイランド 21 条例（平成 17 年条例第 190 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|----------------------------|-------------|--------------------|----------------------------|-------------|
| 別表（第 9 条関係） 使用料 | | | 別表（第 9 条関係） 使用料 | | |
| 使用料区分 | 金額 | 摘要 | 使用料区分 | 金額 | 摘要 |
| 入場料 | 大人（中学生以上） <u>320円</u> | 小学生未満の者は、無料 | 入場料 | 大人（中学生以上） <u>310円</u> | 小学生未満の者は、無料 |
| | 小人（小学生） 100円 | | | 小人（小学生） 100円 | |
| 外釣り料 （入場料込み） | 大人（中学生以上） <u>1,050円</u> | 小学生未満の者は、無料 | 外釣り料 （入場料込み） | 大人（中学生以上） <u>1,030円</u> | 小学生未満の者は、無料 |
| | 小人（小学生） <u>520円</u> | | | 小人（小学生） <u>510円</u> | |

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の八幡浜市カルチャーアイランド 21 条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。